

令和8年度

入 園 の し お り



社会福祉法人 梅の木福祉会
梅の木保育園

住 所
T E L
F A X
H P
E-mail
携帯電話
(緊急時)

郡山市安積町長久保5-1-3
024-946-5922
024-946-5923
<http://www.umenoki.ed.jp/>
umeume2003@umenoki.ed.jp
090-7330-9378

災害時緊急避難場所 ： 西勝田公園 （ 保育園向かい ）

目 次



保育園

1 保育について	4
2 送迎について	4
3 服装について	4
4 持ち物について	5
5 連絡について	6
6 保育料について	7
7 その他	8
8 利用の終了に関する事項	8

健康管理

1 お子さんの体調について	9
2 感染性の病気について	11
3 くすりの預かりについて	12
4 保育園の健康診断について	13
5 市の乳幼児健診について	14
6 予防接種について	14
7 衛生について	14
8 規則正しい生活について	14
9 乳幼児突然死症候群(SIDS)について	15

個人情報保護

苦情受付

給食

1 給与栄養目標量について	17
2 給食内容について	18
3 除去食について	19
4 保育園での食育活動	20

令和8年度保育園事業実施計画表

保育園

【保育理念】

一人ひとりに対してゆとりのある保育に努め、保護者とともに考え協力し相互の理解を深めていける環境づくりの保育を目指す

【運営方針】

- 豊かな環境、広い園にてのびのび育て丈夫な体をつくります。
- 集団生活の中で、友愛、忍耐、感謝と優しい心を育てます。
- 「遊びの天才になあれ」をモットーに、遊びを中心として感性を豊かに育てます。

【保育園像】

自然環境の中で季節の行事を大切に、明るい雰囲気の中で、楽しく安心して子どもが過ごせる、社会の習慣や態度を身につける保育園

【保育目標】

- 「元気に遊ぶ子ども」
- 「思いやりのある子ども」
- 「創意工夫ができる子ども」
- 「何でも挑戦しようとする子ども」

【児童像】

- ◆たくましいからだ
- ◆やさしいところ
- ◆あそびの天才になあれ

【いっぱいあそんで、大きくなあれ】

＊年齢にあった様々な遊びや体験を通して、子どもたちは大きくなります＊

《0歳児》生活リズムを確立し、落ち着いた温かい雰囲気の中で生活する。
身体づくりに積極的に取り組む。(哺乳、離乳、外気浴、予防など)
友達の見えるところで遊び、遊びを通して感覚器官をみがく。

《1歳児》歩くことを中心とした運動機能の促進。手と言葉による認識、
概念づくり。排泄を中心とした基本的習慣の取り組み。

《2歳児》言葉の獲得・・・会話をする。
衣服の着脱など基本的生活習慣を身につける。
集団・・・みんなといっしょに遊ぶ。また、固定遊具・ボール・三輪車など、
全身を使った遊びを十分ににする。

《3歳児》「自分でできる」ことがより確かな力になるように
・・・子どもの心に寄り添って、認め、励まし、さりげなく助けつづける。

《4歳児》「自分でする」「自分でできる」から『もっとやってみたい』というように
次の意欲を育てる。

《5歳児》大人に言われなくても次の活動を見通しながら生活を自分のものにできる。
新鮮な興味関心を持ち、発見する喜びに励まされ、自分自身の意思で
することが誇りになる。

【保護者の方へ】

大切なお子さんの成長を、一緒に見守っていきたいと思っています。子育ての悩みや不安があれば、園長、保育士、栄養士、看護師に何でも相談してください。一緒に子育てをしていきましょう。

【楽しい行事】

《 4月 》

☆入園・進級式
☆お花見

《 5月 》

☆こどもの日会
☆みんなで遊ぼう

《 6月 》

☆みんなで遊ぼう
☆いちご狩り
☆内科健診
☆歯科検診
☆フリー参観
☆プール開き

《 7月 》

☆七夕会
☆夏まつり

《 8月 》

☆プール納め

《 9月 》

☆運動会
☆お月見会

《 10月 》

☆球根・苗植え
☆内科健診
☆ハロウィン仮装
☆施設訪問

《 11月 》

☆歯科検診
☆七五三

《 12月 》

☆おゆうぎ会
☆もちつき

《 1月 》

☆団子さし
☆お正月あそび
☆小学校見学

《 2月 》

☆豆まき会
☆記念写真撮影
☆お別れ会

《 3月 》

☆ひなまつり会
☆卒園式
☆修了式

※感染症防止対策等により、行事の内容が変更及び中止となる場合があります。



【保育園の一日】

7:20 登園
自由遊び

9:00 クラス別保育

11:30 昼食

13:00 午睡(お昼寝)

15:00 目覚め、おやつ

16:00 自由遊び

18:20 通常保育終了
延長保育開始※



【毎月の行事】

☆誕生会

☆安全指導

☆避難訓練

☆発育測定



1 保育について

(1) 通常保育

保育時間…午前7時20分から午後18時20分まで

※日曜日、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)はお休みとなります。

(2) 延長保育

通常保育時間終了後、さらに1時間延長して、満1歳以上の児童を対象に保護者の勤務状況等により保育しますが、事前の申請が必要になります。(土曜日は除く)

※ 延長保育時間…18時20分～19時20分

※ お子さんの健康状態に異常が認められる時は、保育を行えない時もありますのでご了承ください。

※ 保育短時間(最長8時間)の場合、1歳未満児の児童も

開園時間の11時間まで延長保育の利用が可能です。

※ 通常保育料のほか、延長保育料を負担していただきます。



2 送迎について

(1) 送迎は保護者の責任でお願いします。

保護者以外の人に頼む場合は必ず保育園へ連絡をしてください。また、保護者以外の人がお迎えの場合『お迎えおねがいカード』の提示をお願いします。

その際、職員が確認のため名前等をお聞きすることがありますのでご了承ください。

(2) 登園降園の際は、お子さんの様子等について保育士にお伝えください。

また、その日の連絡先がいつもと違う場合には、登園時に保育士に直接お伝えください。

(3) 遅参または欠席をする場合は、必ず午前9時までに電話等で連絡をお願いします。 連絡なく保育園を休むことが続く場合は退園していただくこともあります。

(4) 急用などで送迎に変更が生じた場合は連絡をお願いします。

3 服装について

(1) 遊びに適した服装で、いつも清潔で動きやすいものにしてください。また、年齢によって自分で着替えがしやすいものを着ましょう。

(2) 履き物は、サンダルやかかとの高いものは避け、足の大きさにあった運動しやすい靴にしましょう。また、必ず見えるところに名前を記入しましょう。

(3) スムーズに排泄や着替えがしやすいよう、脱ぎ着のしやすい服装にしましょう。

※ 着替え等の補充が必要な場合は、補充をお願いします。

(4) 飾りの大きなゴムやヘアピンなどは壊れて怪我をする恐れがありますので、カラーゴム等を使用するようにしましょう。

4 持ち物について

* 入園・進級までに次の物をご用意ください *

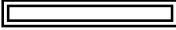
【全クラス共通】

- ☆通園用布製の袋(50cm×50cmくらい)、又はリュック(※)
- ☆午睡用品を入れる布製の袋(50cm×50cmくらい)
- ☆バスタオル・・・2枚(約60cm×120cm)
- ☆おたよりノート入れの巾着袋(21cm×28cmくらい)
- ☆着替え(下着、シャツ、上着、ズボン、靴下)
- ☆ビニール袋(大)・・・1枚(汚れ物を入れる)
- ☆絵本(作品)バック(25cm×40cmくらい)

(※)通園用布製の袋、又はリュックサック

ひまわり・ゆり・たんぽぽ・すみれ組は、リュックサック
※お子さんの体に合うもので、毎日の荷物が全て入る大きさ
※ちゅうりっぷ・つぼみ組は、トートバック可

【ひまわり・ゆり・たんぽぽ組】

- ☆  内のもの
- ☆ウェットティッシュ(手や口を拭くもの。蓋がしっかり閉まるもの)
- ☆ハンカチ・・・1枚※たたんでポケットに入れて登園

→ハンカチは、ひまわり・ゆり組のみ

- ☆着替え・・・2組(季節や天候に合わせて)
- ☆汗ふきタオル《約35cm×35cm》洗濯し乾いたもの・・・1枚 **をケースに入れる**
- ☆コップ(割れにくい取っ手付きのコップを巾着に入れて)
- ☆水筒(ロックつきのもの)※ストロー、コップ×
- ☆マスクとハンカチの予備(各2枚程度) **をケースに入れる**

ひまわり・ゆり組

◎パジャマ ◎歯ブラシ キャップ付き
(自分で開閉できるもの)

たんぽぽ組

パジャマ・歯ブラシは、使用するときには声を掛けます。

【すみれ組】

- ☆お手ふきタオル《約35cm×35cm》※洗濯し乾いたもの・・・2枚(厚手でないもの)
- ☆食事用エプロン・・・2枚(水を通さないやわらかい素材で、袖なしのもの)
- ☆着替え・・・2組(季節や天候に合わせて)
- ☆紙オムツ・・・6枚
- ☆トレーニングパンツ・・・2～3枚※持ってきてもらう際は声をかけます
- ☆おしりナップ(ノンアルコールタイプ)・・・1個※使用して無くなった時は声をかけます。
- ☆おしりナップ用ケース・・・1個(上記のおしりナップを入れて)※ケースでなくても良い
- ☆コップ・水筒は使用する時に声をかけます
- ☆おしぼり入れ・・・1袋(A4サイズ)※水を通さないやわらかい素材でチャック式(2列のもの)

【ちゅうりっぷ組】

- ☆お手ふきタオル《約35cm×35cm》※洗濯し乾いたもの・・・2枚(厚手でないもの)
- ☆食事用エプロン・・・3枚(水を通さないやわらかい素材で、袖なしのもの)※マジックテープになっているもの
- ☆着替え・・・3組(季節や天候に合わせて)※袋に入れて
- ☆紙オムツ・・・10枚
- ☆おしりナップ(ノンアルコールタイプ)・・・1個※使用して無くなった時は声をかけます。
- ☆おしりナップ用ケース・・・1個(上記のおしりナップを入れて)※ケースでなくても良い
- ☆おしぼり入れ・・・1袋(A4サイズ)※水を通さないやわらかい素材でチャック式(2列のもの)

【つぼみ組】

- ☆お手ふきタオル《約35cm×35cm》※洗濯し乾いたもの・・・2枚(厚手でないもの)
- ☆食事用エプロン・・・3枚(水を通さないやわらかい素材で、袖なしのもの)※マジックテープになっているもの
- ☆着替え・・・少なくとも3組(季節や天候に合わせて)※袋に入れて
- ☆紙オムツ・・・10枚
- ☆ガーゼハンカチ・・・4枚(ミルクを飲む子)
- ☆よだれかけ・・・約5枚(よだれが出る場合)
- ☆おしりナップ(ノンアルコールタイプ)・・・1個※使用して無くなった時は声をかけます
- ☆おしりナップ用ケース・・・1個(上記のおしりナップを入れて)※ケースでなくても良い
- ☆おしぼり入れ・・・1袋(A4サイズ)※水を通さないやわらかい素材でチャック式(2列のもの)

●各クラス、着替えについてはクラス懇談で説明します

●汚れもの入れの袋には名前を記入、複数枚入れる場合は必ず全てに名前を記入してください

●持ち物には、全てに名前を大きく書きましょう ※ハンカチ・マスク(予備にも)、紙オムツ、汚れ物の袋も1枚ずつ

●持ち物は常に清潔にしましょう ※おしぼり、エプロンは状態を見て交換してください ※黒い点々はカビです

【土曜日に保育園を利用するお子さんは・・・】 全クラス園児

毎日持ってくる持ち物のほかに、以下のものも持ってきてください。

★水飲み用コップ(取っ手付き)※全ての児童持参。袋に入れる

★歯ブラシ(土曜日用)※ひまわり・ゆりの児童のみ ※たんぽぽ組は使用するときには声を掛けます。

※コップ・歯ブラシは清潔に保つようお願いします。

5 連絡について

- (1) 家庭との連絡は口頭で伝えるほかに、印刷物・掲示板・おたよりノート等でお知らせします。
帰宅後は必ずお子さんのカバンの中をご確認ください。
- (2) お子さんの健康状態や知らせておきたいことなどは、保育士にお話してください。
- (3) 次のような変更があった場合、速やかに保育園にお届けください。

変更内容	必要な手続き						
住所が変わったとき 氏名が変わったとき 世帯員が変わったとき	「届出事項異動届」を保育園に提出してください。 次に該当する場合は、必要書類も併せて提出してください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>必要書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①保護者の登録口座を変更する場合</td><td>口座振替依頼書</td></tr> <tr> <td>②父母が離婚、再婚等した場合</td><td>児童が記載された戸籍謄本</td></tr> </tbody> </table>		必要書類	①保護者の登録口座を変更する場合	口座振替依頼書	②父母が離婚、再婚等した場合	児童が記載された戸籍謄本
	必要書類						
①保護者の登録口座を変更する場合	口座振替依頼書						
②父母が離婚、再婚等した場合	児童が記載された戸籍謄本						
保護者の就労状況が変わったとき	【退職した場合】 今後の保育について保育園へご相談ください。再就職の意思がない場合は、退園となります。<u>再就職を希望される場合は、保育所入園理由が「求職活動」に変更となりますので、「教育・保育給付認定変更申請書」に「就労予定申立書」を添付して保育園に提出してください。</u> ※期間満了月の15日までに新しい勤務先からの「就労証明書」を提出できない場合は、退園となります。						
	【就職した場合、転職した場合、勤務状況が変更した場合等】 勤務先の「就労証明書」を添付して、「支給認定変更申請書」を保育園に提出してください。 ※勤務状況が変わり、「保育短時間」から「保育標準時間」へ変更を希望する場合も同時に申請できます。						
保護者が育児休業を取得して、継続入所を希望する場合	生まれたお子さんが1歳になる月の翌月の初日までに復帰予定で在園している児童の継続利用を希望する場合には、「教育・保育給付認定変更申請書」を保育園に提出してください。 なお、生まれたお子さんが認可保育施設に入所できずにやむを得ず育休を延期する場合を除き、それ以上の育休予定の場合は退園となります。						
退園を希望する場合	「退所届」及び「口座振替依頼書(廃止)」を保育園に提出してください。 ※「退所届」が提出されない間、欠席していても保育料はかかります。 ※住民票が郡山市外に移った場合、居住の実態が郡山市ではない場合、保育を必要としない期間が長期間続く場合などは、退園していただくこととなります。						

- ※ 各手続きに必要な用紙は、保育園に用意してあります。
- ※ 保育園を利用できる期間は、「就労」「求職活動」「就学」「出産」「疾病」「同居人の介護」等の理由により異なります。状況に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- また、年間で必要な時期に保護者の現況確認を行いますので、その際は必要書類を保育園へ提出願います。

(4) おたよりノートについて

お子さんには家庭と保育園との連携を密にするためにおたよりノートがあります。3歳未満のお子さんについては、家庭での様子が分かるように、記入して持たせるようお願いします。3歳以上のお子さんのおたよりノートは継続して使用します。保育園での出来事などお家の方と話をしたり、聞いたことを伝えられるようにしていけるような機会がもてるようにという観点から、毎日のおたよりノートの記入はしていませんが、その日の活動は玄関内の各クラスの木ホワイトボードに記入し掲示しています。お子さんの様子を伝える時などでおたよりノートを活用してください。園からのお知らせが記載している時もありますので毎日ノートの確認をお願いします。

6 保育料について

- (1) 保育料は、お子さんの年齢等に応じた保育費用の一部を負担していただくもので、父母等の市町村民税額により決定します。(父母の収入等の状況により、同居の祖父母等の収入も合算して決定する場合があります。)

お子さんの年齢は令和8年4月1日現在の年齢で決定し、その年度中の年齢区分は変わりません。

保育料は、4月から8月分までは令和7年度の市町村民税所得割額で決定し、9月から翌年3月分は令和8年度の市町村民税所得割額で決定するため、9月から保育料が変更となる場合があります。

なお、決定に必要な書類が提出されていない場合や未申告の場合は、正式な保育料が決定できないため、各年齢階層の最高額の保育料になります。年度内に必要な書類が提出された場合に限り、さかのぼって保育料が変更となります。

- (2) 保育料の軽減については、保育料チラシをご覧ください。
- また、保育料の軽減を受ける場合は、毎年度保育料軽減申出書の提出が必要です。保育料軽減申出書は各保育園に用意していますので必要な方は声をかけて下さい。
- (3) 保育料の軽減申出及び更正は、年度内にしかできません。年度の途中で修正申告をされた場合、婚姻・離婚等により世帯の状況が変わった場合などは、速やかに必要書類を提出してください。
- (4) 保育園をお休みした場合も保育料は満額かかります。



- (5) 保育料の納期限は、利用月の月末日(土日祝日の場合はそのあとの平日)です。保育料は納期限内に必ず納付してください。納入にあたっては、金融機関、ゆうちょ銀行の口座振替制度をご利用ください(「口座振替依頼書」は、各保育園に用意しています。)

納期内に納付が確認できない場合、保育園での督促及びご自宅又は勤務先への訪問を行います。

- (6) (1)の方法により各ご家庭に応じた保育料を設定しておりますが、納付が困難な場合は、ご相談ください。

相談なく未納が続いた場合、ご自宅及び勤務先訪問等による催告又は財産(預金等)の差し押えを行いますので、ご注意ください。

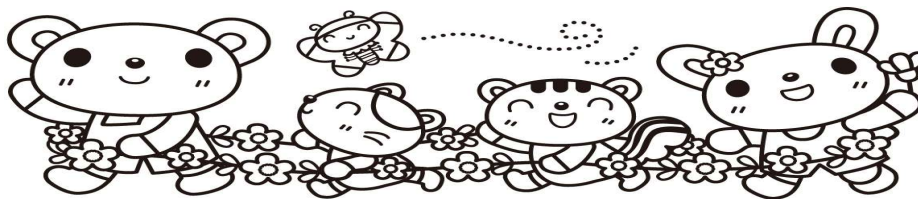
7 その他

途中入園児童があった場合は、年度途中においてもクラス変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 利用の終了に関する事項

保育園では、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 利用児童が満6歳になった3月末日
- (2) 児童の保護者が、子ども・子育て支援法に定める認定要件に該当しなくなったとき
- (3) 利用児童が郡山市外へ転出したとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき



健康管理

1 お子さんの体調について

(1)検 温 …… 健康状態を確認するため毎朝自宅にて体温を測りましょう。
いつもと健康状態が違うときは登園時にお知らせください。前日に発熱(38.0℃以上)した場合は、熱が下がって24時間を過ぎてからの登園になります。
検温の結果によって、集団の場である保育園では保育できない場合があります。

(2)体調の変化 …… 38℃以上の熱、嘔吐、下痢があった際には保護者の方へ連絡し 必ずお迎えと受診をお願いしています。また、目やに、湿疹等の気になる症状がでた時、熱がなくても風邪症状がひどい時、食欲・機嫌などの状態が悪い時にも保護者の方へ連絡いたします。その場合に、お迎えや受診をお願いすることもありますので、緊急連絡先は明確にして必ずお伝え願います。
(保護者の方がお休みの時、緊急連絡先がいつもと違う時には登園時かノートでその旨お知らせください)

(3)そ の 他 …… 泣き入りひきつけ、熱性けいれん、関節脱臼、アレルギー体質、小児ぜんそく、心臓病等の持病があるなど、保育園において注意または配慮を必要とすることがありましたら分かり次第お知らせください。

※ 前日や休み中、もしくは当日の朝に、お子さんの体調に異常がありましたら必ず職員にお伝えください。

※ 十分注意して保育していますが、集団生活ですので軽微な怪我(すり傷、こぶ、ひっかき傷など)はお許しくださるようお願いいたします。

※ 特に小さなお子さんは自分で怪我を伝えられませんので、お家で怪我をしたり、傷が出来た時には教えていただくと把握でき助かります。



病児・病後児保育施設について

保護者が就労している場合において、小学校6年生までのお子さんが病気のため保育園や小学校等に通えない時に、専用の施設で保育士と看護師が医師と連携を図りながらお子さんをしっかり見守ります。ご利用を希望される場合は、下記施設へ直接お申し込みください。

〔 病児・病後児保育施設 〕 1回2,000 ※生活保護世帯、市県民税非課税世帯の方は免除されます。

- ◆菊池医院 「らびっと」
郡山市本町一丁目13-17 TEL 024-932-0154
- ◆チルドレンクリニック 「ピパ」
郡山市大槻町字二本木12-1 TEL 024-952-3721
- ◆わんぱくさいとうこども医院 「かくれんぼ」
郡山市御前南六丁目122 TEL 024-983-0189
- ◆いいもり子ども医院 「もりのこ」
郡山市富久山町久保田字伊賀河原3 TEL 024-990-1241

いざという時のために中毒110番

財団法人日本中毒情報センターが『中毒110番』を開設していて、誤飲について電話で問い合わせすればアドバイスを受けられます。

(財)日本中毒センター <http://www.j-poison-ic.or.jp/homepage.nsf>

■中毒110番 一般専用(情報提供料:無料)

大阪 072-727-2499 年中無休24時間対応
つくば 029-852-9999 年中無休9~21時

※左記の電話番号で
かかりにくい(利用者が多
くて)場合は、119番か
病院、医院に電話する
か受診した方がよい。

■タバコ専用電話 一般向け(情報提供料:無料)

072-726-9922 年中無休24時間対応 自動音声応答による情報提供

《簡潔に伝える》

- ①子どもの氏名、年齢、体重、性別
- ②連絡者と子供との関係、連絡者の電話番号
- ③何を飲んだか。(正確な商品名、メーカー名、用途)
- ④どれくらい飲んだか。(摂取量、摂取経路、発生時刻)
- ⑤現在の子どもの様子はどんな状態か伝えられるようにする。

#7719救急安心センター
#8000小児救急相談

お子さんの具合が悪い時の注意

具合が悪い時は、小児科専門の医療機関を受診して、きちんと治療を受けましょう。

医師は、お子さんの状態にあわせて薬を処方します。市販薬を安易に飲ませるのはやめましょう。

家庭で気をつけること

- ① 休む：睡眠が一番の薬です。安静につとめ、家でゆっくり休みましょう。

② 保 温：厚着をさせる必要はありません。寒くない程度の暖房、暑すぎない程度の冷房にしましょう。

③ 食 事：無理強いせずに、子どもが食べられるもので消化の良いものを与えましょう。
脱水症状に気をつけ、水分をとるように心がけましょう。

④ 入 浴：熱がなく、症状がひどくなければ入浴させ清潔にしてあげましょう。ただし、疲れさせないように熱いお風呂と長風呂は控えましょう。
入浴できない時は、温かいお湯で絞ったタオルで拭いてあげるようにしましょう。

⑤ 体 調 管 理：平熱よりも1℃高い時や、38. 0℃以上の熱がある場合、または風邪症状(鼻水・喉の痛み)や呼吸器症状(咳)が続く時には静養につとめ、必要に応じて受診をしましょう。
大人の方や親しい方が診断のつく病気や症状が出た時には教えてください。

いつから保育園へ？

- ① 前日に発熱(38.0℃以上)があった時は、熱が下がって24時間を過ぎてからの登園をお願いします。咳などの呼吸器症状がある時も、呼吸器症状が落ち着いてからの登園になります。熱がなくても咳がひどく食事が食べられない、午睡ができないといった際には保育が受けられない場合があります。嘔吐をした際には胃腸炎などの集団感染を防ぐため、嘔吐をしてから24時間が経過するまでは家で様子をみてください。水分や食事がとれるようになったのを確認してから登園となります。軟便、下痢の場合、医師の診断を受けるとともに【家で普通便が出てから】【食事は普段通りの食事が食べられるようになってから】の登園をするようにしてください。

② 病院受診した際、医師より様子を見るように言われたときは、家で様子を見てください。
しっかり休んで早く病気を治してあげましょう。

③感染症は、人からうつる・人にうつす病気です。

咳、嘔吐、下痢等で感染が広がっていきます。

保育園は集団保育であるため、咳、鼻水、嘔吐、下痢等で感染が広がり、ほかのお子さんにうつってしまう可能性があります。小さなお子さんが罹ると重症化しやすい感染症もあります。体調不良時には受診をして、保育園に通っていることを医師に伝えた上で保育園に登園しても良いかどうかの指示を仰ぎましょう。



2 感染症の病気について

※下記の感染症にかかった場合、出席停止期間または医師が登園して差し支えないと認めるまでは、**保育園では保育できません。**病気の時や病気が疑われる場合は、病院を受診し**保育園へ預けられるかを医師に確認してから登園しましょう。**

感 染 症 名	出 席 停 止 期 間	主 な 症 状
新型コロナウイルス感染症	陽性的場合(症状あり) 発症日を0日とし、 <u>5日間</u> 経過するまで 陽性的場合(症状なし) 検査採取日を発症日として、5日間経過するまで	発熱(37.5℃以上)、呼吸器症状、味覚障害、嗅覚障害、下痢、嘔吐、頭痛、倦怠感など。 変異株によっては風邪症状。
インフルエンザ (インフルエンザ様疾患)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後3日間を経過するまで	突然の高熱と全身症状(全身倦怠感、関節痛、筋肉痛、頭痛、嘔吐)。
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	風邪症状から次第に咳が強くなり、1～2週間で特有の咳発作(コンコンという短く激しい咳)
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで	風邪の症状が現れ、熱が一時的に下がる頃、口の中に複数の白い斑点ができる。(この頃が一番感染力が強い。)その後、耳後部から赤い発疹が全身に広がる。感染力が非常に強い。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺の腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	発熱と片側ないし両側の耳やあごの周囲に有痛性の腫れ。(押すと痛がる)
風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで	発熱と淡紅色の斑状丘疹、リンパ節に有痛性の腫れ。発疹は頭や首から体幹、四肢へと広がり、約3日で消える。感染力は麻疹のように強くはない。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで ワクチン接種をしている時は、新しい発疹が出なくなるまで	全身に発疹が現れ、丘疹から水疱(水ぶくれ)、痂皮へと変化する。種々の段階の発疹が同時に混在する。接触・飛沫・空気感染し、感染力が強い。
带状疱疹	すべての発疹が痂皮(かさぶた)になるまで	小水疱が肋間神経にそった形で片側性に現れる。水痘に対して免疫のない児が带状疱疹の患者に接触すると、水痘を発症する。
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消失してから2日を経過するまで	39℃前後の発熱と咽頭炎(咽頭発赤、咽頭痛)、結膜炎(結膜充血、目やに)。
結核	全身の症状が快後し主治医の許可が出るまで	咳、痰、発熱が現れ、2週間以上長引く。乳幼児などでは、重症(結膜性髄膜炎など)になる可能性がある。
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まりかつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便で菌陰性が確認されるまで	激しい腹痛、頻回の水様性下痢、血便。症状が強い場合は脳症状も現れる。

感染症名	出席停止期間	主な症状
流行性角結膜炎 (はやり目)	結膜炎(目の充血・目やに)の症状が消失し眼科医からの許可が出てから	流涙、結膜充血、目やに、耳前リンパ節の腫れと圧痛。
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過し発熱がなくなり通常の食事が食べられるようになってから(ただし治療の継続は必要)	突然の発熱、咽頭痛。発熱後1～2日経つと細かい赤い発疹が現れる。舌が莓のように赤くなってブツブツが現れるイチゴ舌が特徴。
ウィルス性肝炎	肝機能が正常に戻るまで 全身状態が良くなるまで	A型: 急激な発熱、全身倦怠感、食欲不振、悪心、嘔吐。解熱と同時に黄疸が現れる。 B型: 急性肝炎の場合、全身倦怠感、発熱、食欲不振、黄疸。
頭 じ ら み	駆除を開始するまで	毛髪にフケに似た白い小さな卵が付着する。小児では多くが無症状。
手 足 口 病	解熱後1日以上経過し、普段の食事ができるまで	水疱性の発疹が口腔粘膜、四肢末端(手のひら、足底、足の甲)に現れる。発熱は軽度。
伝 染 性 紅 斑 (リンゴ病)	全身状態が良くなり、体力が回復するまで	軽い風邪症状の後、頬が赤くなったり手足に網目状の発疹が出現する。発疹など症状が出てからは感染力はない。
マイコプラズマ肺炎 (うつる肺炎)	発熱や激しい咳が治まっていること	乾性の咳が徐々に湿性となり、次第に激しくなる。解熱後も3～4週間咳が持続する。2歳以下の乳幼児は、しばしば細気管支炎・肺炎を発症する。
RSウイルス感染症	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで	発熱、鼻汁、咳嗽(がいそう)、喘鳴(ぜんめい)、呼吸困難の症状。毎年、冬に流行する。生後6ヶ月未満の児は重症化しやすい。
ヘルパンギーナ	解熱後1日以上経過し、普段の食事ができるまで	突然の高熱、咽頭痛、口の中に水疱が現れる。
感染性胃腸炎 (ノロ・ロタウイルス等)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるまで	発熱、嘔吐、下痢の症状。少しのウィルスでも感染し、集団発生に注意が必要。
伝 染 性 軟 属 腫 (水いぼ)	掻きこわし傷から滲出液が出ているときは被覆(ひふく)すること	1～3mm半球状で表面が平滑な丘疹が出る。接触によって感染する。アトピー性皮膚炎の子どもは感染しやすい。
伝 染 性 膿 痂 疹 (とびひ)	広い範囲の水ぶくれ・びらんが軽快するまで	虫刺され痕や湿疹をかきむしった等の傷から細菌感染し、黄色のかさぶたや水疱ができる。かゆみがあり、かきむしるとまわりに次々と感染していく。
突 発 性 発 疹	解熱後1日以上経過し、全身状態が良くなり医師の許可が出てから	高熱が3～4日続いた後、解熱とともに鮮紅色の発疹が出現する。
ヘルペス口内炎	発熱がなく、よだれが止まり、普段の食事ができるまで	口腔粘膜、歯肉が腫れたり水疱や白い斑点ができる。
急性出血性結膜炎 (アポロ熱)	結膜炎の症状が消失し眼科医の許可が出てから	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液、目の激しい痛み。

3 くすりの預かりについて

原則として薬を飲まなければならないお子さんは、家庭での保育や病後児保育施設(p. 9[病後児保育施設]参照)を利用することが望まれます。

しかし、お子さんの状況などによっては次の方法により薬をお預かりし、保護者の代わりにお手伝いしますので保育園にご相談ください。

《 預ける際の注意点 》

- (1) くすりを預けるときには、医師の診断を受ける際に、お子さんが保育園に通園していること、保育園では原則として薬の使用ができないことを伝えてください。
- (2) 昼間の服用について、朝・晩の2回にできないか、1日3回のくすりを朝・降園時・寝る前にできるかを確認してください。医師が昼間の服用が必要と処方し調剤したもの、またはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限りです。
- (3) 保護者の判断で持参したくすりは、保育園では与えられません。(期間の切れた薬・市販薬・保温剤・軟膏など)

《 持参するくすりについて 》

- (1) 必ず「おくすり依頼書」を添付してください。くすりとおくすり依頼書は登園時に必ず職員に手渡してください。
 - (2) 「薬剤情報提供書」がある場合には、原本を添付してください。
提供書がない場合にはお薬依頼書に薬名を記入してください。
 - (3) 使用するくすりは、1回ずつに分けて、当日分のみ容器に入れてください。
 - (4) くすりの容器(薬瓶・粉薬・軟膏・目薬の袋等)それぞれに必ずクラス名とお子さんの名前をフルネームではっきりと書いてください。
 - (5) くすりの種類によってお預かりできない場合がありますので確認してください。
→鎮痛剤・解熱剤・抗けいれん剤・副腎皮質ホルモン剤(内服)・点耳薬・坐薬
ステロイド軟膏(塗布薬)など
 - (6) 園外保育・行事・土曜日はくすりの預りが出来ません。
 - (7) くすりが手渡しでない場合・1回分になっていない場合には、くすりを飲ませられないこともあります。
- ※ ひきつけ、関節脱臼、アレルギー体質、小児ぜんそく、心臓病、腎臓病など、日常生活において注意または配慮を必要とすることがありましたらお知らせください。

4 保育園の健康診断について

- (1) 嘱託医による内科、歯科の健康診断を年2回予定しています。
※健康診断当日、欠席した場合には、後日保護者同伴で嘱託医に受けに行ってください。詳細はその都度お知らせします。
- (2) 発育測定は毎月行います。
※実施結果については『そだてのしるべ』でお知らせします。
内容を確認して押印のうえ、保育園へ持たせてください。
予防接種を受けられた場合は、『そだてのしるべ』に記入し、保育園にお知らせください。



※ 内科健診や歯科検診で受診が必要になった場合、早めの治療をおすすめします。

●梅の木保育園嘱託医●

内科・・・「じんキッズクリニック」 郡山市山崎305-6 TEL 024-974-2525

歯科・・・「安積歯科・こども歯科」 郡山市安積3-331 TEL 024-937-4418

5 市の乳幼児健診について

4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健診は引き続き各自受けてくださるようお願いいたします。

※健診を受ける日程等が分かりましたら、事前にお知らせください。
健診のあと、結果を保育園にも教えてください。



6 予防接種について

- (1) 定期の予防接種は体調の良い時にかかりつけの小児科医と相談しながら受けてください。接種後は副反応が現れることがありますので、保護者の方がお休みの日か降園後の接種をお願いします。
接種後に登園される場合には、接種後30分間は保護者の方が付き添って体調の変化がないか様子を見てから登園してください。
また、副反応が出ると想定して、すぐに連絡が取れてお迎えにも来られるように調整をお願いします。なお、保育園では予防接種を強制していませんので、かかりつけ医と相談してください。
- (2) 予防接種等について不明な点がありましたら、保健所地域保健課(Tel024-924-2163)におたずねください。

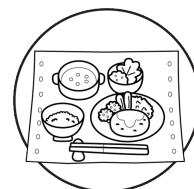
7 衛生について

清潔にすることは病気を予防し、健康を増進するための大切な基礎です。

- (1) 子どもは新陳代謝が激しいので、体を清潔にするよう心がけましょう。
(鼻かみ、つめきり、歯みがき、うがい、手洗い、入浴、耳そうじ、洗髪等)
- (2) おむつを使用しているお子さんは、毎日入浴させて清潔にし、おむつが濡れたらこまめに交換するなど、おむつかぶれにならないように注意しましょう。
入浴できない場合は、体を拭いたり、おしりだけでも洗ってあげましょう。
皮膚症状が著しいときには受診をお願いすることもあります。

8 規則正しい生活について

- (1) 朝食は、きちんととりましょう。
- (2) 登園前に排便をする習慣を身につけましょう。
- (3) 早寝、早起きの習慣をつけましょう。
- (4) 歯みがき、洗顔の習慣をつけましょう。



9 乳幼児突然死症候群(SIDS)について

乳幼児突然死症候群(SIDS:Sudden Infant Death Syndrome)とは

何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因の分からない病気。
日本では、年間500～600人前後の乳幼児がこの病気で亡くなっており、これは生まれた乳幼児の約2000人に1人の割合です。その殆どが1歳未満の乳児期に起きています。原因については、窒息などの事故によるものとは異なり、脳における呼吸循環調節機能不全が考えられているが、単一の原因で起こるかどうかの点も含めて未だ不明です。その一方で、疾患の発症に関連のある因子についての研究の結果、以下に示すようないくつかのことを積極的に実行することにより、本疾患の死亡率が低下することが明らかになってきています。

<SIDS発症の発症率を低くするための留意点>

(1)うつぶせ寝は避ける

ただし、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるので、そのようなときは医師の指導を守る。寝返りができ始めた乳児は、自分でうつぶせ寝になるが、必ず仰向けに戻し、顔色、呼吸の状態が確認できるようにする。体が沈むような柔らかい布団には寝かせない。枕は使わない。

(2)たばこ・アイコスはやめる

妊娠中の方や赤ちゃんの周囲で、タバコ・アイコスを吸わないよう、身近な人に日頃から協力を求めることが大切である。

(3)できるだけ母乳で育てる。

～こどもまんなか こども家庭庁 より引用～

上記の3点を日頃から心がけましょう。

個人情報保護

1 基本方針

社会福祉法人梅の木福祉会は、当法人が取り扱う個人情報の重要性を認識し、その適切な保護と管理のために自主的なルール及び体制を確立するとともに、個人情報保護に関する法令、その他関係法令及び厚生労働省のガイドライン遵守をし、実施するあらゆる事業において個人情報の保護に努めます。

2 個人情報の収集、利用、提供について

- 1 個人情報の取得を適正かつ適法な方法で行います。
- 2 個人情報の利用目的をできる限り特定し、以下の場合を除き本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。
 - (1) 本人の了解を得た場合
 - (2) 個人を識別あるいは特定できない状態に加工して利用する場合
 - (3) 法令等により提供を要求された場合
- 3 法令等の規定に基づく場合を除いては、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供いたしません。

3 個人情報の適正管理について

- 1 個人情報を正確かつ最新な状態に保つとともに、漏洩、紛失、改ざん、毀損などを防止するために、適切な措置を講じます。
- 2 個人情報を保護するために、適切な個人情報保護等の管理規定、管理体制を整備するとともに、役職員の個人情報に関する教育に努めます。

4 個人情報の確認、訂正等について

- 1 個人情報について本人から開示、訂正、追加、削除、利用停止の申し出があった場合には、速やかに内容を確認し必要な対応をいたします。
- 2 個人情報の取り扱いに関する苦情があった場合には、適正かつ速やかに対応いたします。

5 個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報に関するご質問、お問い合わせ、開示等については下記窓口においてお受けいたします。

【 窓口 】 梅の木保育園
主 任 宗方則江
副主任 邊見和恵

社会福祉法人 梅の木福祉会
理事長 秋元幸枝

苦情受付について

当梅の木保育園は、保護者の方々からの意見、要望、苦情等に適切に対応する体制を設けています。

【 苦情解決責任者 】 秋元 幸枝(梅の木保育園園長)
【 苦情解決受付者 】 宗方 則江(" 主 任)

【 第三者委員会 】 安積 清美(地域代表)
根本 敏則(地域代表)